

令和2年4月13日

東京工業大学の学生、教職員の皆様へ
ご家族の皆様へ

東京工業大学新型コロナウイルス感染症対策本部長
学長 益 一哉

令和2年4月6日開催の新型コロナウイルス感染症拡大対策本部において、現状に鑑み、本学の対応水準を、「新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応方針（3/30版）」（抜粋は以下の通り）における<レベル2>から<レベル3>に移行することに決しました。学内教職員には4月6日に通知し、対応を徹底しているところですが、改めて学生の皆様、ご家族の皆様にもお知らせいたします。

<レベル3>においては、大学の業務は最小限継続しつつ、原則、学生・教職員とも来学を禁じることをとしています。この措置は、当面、5月8日までとしますが、事態が刻々と変化していることから、急遽変更することがあります。

新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応方針（3/30版）<抜粋>
～ 令和2年度開始直前から第2クォーター開始頃までの対応方針 ～

【1】本学の基本方針：

- ① 大学は、学生と教職員の生命と健康を必ず守る。
- ② 感染症が与える心身両面での影響は個人によって異なることを尊重し、それぞれができる範囲で教育・研究活動に従事することを願います。
- ③ 学生の環境や経済状況によらず、当初想定された期間での修了をできる限り担保する。
- ④ 研究活動については、学生・教職員の健康と他者への感染拡大防止に最大限配慮した上で継続する。

【2】具体的対応方針：

状況を以下の4段階に区分し、新型コロナウイルス感染症対策本部による判断に基づいて、教育研究等の大学運営を行う。

● <レベル1>

判断基準：本学に感染者が確認されない間、もしくは感染者が確認され行政による処置が終わった後で、かつ行動制限に関する要請[※]が発表されていない間

(1) 授業関係

(a) 学事スケジュール

[※] 本対応方針における「行動制限に関する要請」とは、国、都市、地域単位で住民等の行動を制約したり、施設の使用を制限する行政等からの要請・指示・命令をいう。

- ① 単位修得のための授業開始は原則 5/4（月）とする。当面の間、原則として学生の来学は求めない。
- ② 4/20（月）から 5/4（月）までの期間に、新入生の学生証交付、メールアカウント発行、履修ガイダンス、あるいはオンライン授業への習熟等を行う。これらも可能な限りオンラインにより実施し、学生の来学を求めない。

(b) 授業の方法

- ① オンライン授業を基本とする。1Q 期間中はオンライン授業をライブ配信することを基本とするが、可能な科目については録画記録されたものを学生が都合に合わせて（時間・場所・回数等を限定せずに）視聴することもできる。
- ② オンライン授業が難しい内容・方法の科目については、別日程での実施を検討する。

(c) 新入生、在学生への相談窓口など

- ① 学士課程新入生向けの相談窓口（新入生 Welcome 相談窓口）を設け、総合的に相談を受ける体制をとる（メールまたは電話で相談を受け付ける）。
- ② 学士課程 2 年目、3 年目の学生向けの相談窓口は、系主任、アカデミックアドバイザーを中心に対応する。
- ③ 学士課程 4 年目で学士特定課題研究に着手した学生、大学院学生（他大学からの修士課程・博士課程入学学生を含む）については、指導教員が学生の動向を把握するとともに、相談に応じる。

(2) 研究関係

(a) 学生の行う研究

- ① 学生・教職員の健康と他者への感染拡大防止に配慮した上で、学生の修了時期に影響がないよう実施する。
- ② 研究指導等の打ち合わせは可能な限りオンラインで実施する。
- ③ 実験等、学生が来学して実施する研究活動は 4/20（月）以降とする。それまでの期間は教員による研究指導、文献調査等、学生に対して適切な課題を提供する。
- ④ 成果発表のための学会等への参加は当面見合わせる。

(b) 教員等の行う研究

- ① 教職員の健康と他者への感染拡大防止に最大限配慮して実施する。
- ② 論文執筆、申請書等作成などのペーパーワークは自宅等で行う。
- ③ 学生や共同研究者等との打ち合わせはオンラインで実施する。
- ④ 成果発表のための学会等への参加は当面見合わせる。

● <レベル 2>

判断基準：本学に感染者が確認され、行政による処置が終了するまでの間、あるいは「自粛」レベルの行動制限要請があった場合

- (1) 学生・教職員の健康と他者への感染拡大防止に一層の配慮を求める。
- (2) 感染者が確認された場合については、感染者の動線上の講義室・研究室等は閉鎖する。
- (3) その上で、教育、研究とも、**<レベル 1>**と同様とするが、学生、教職員は、できる限り来学機会を減らす。特に週末の学生を集めた授業・行事等は厳に慎む。
- (4) 研究室においては、より強い行動制限の指示に備えて、研究活動のシャットダウン計画を具体的に策定するとともに、その実施準備に入る。
- (5) 事務局等職においては、より強い行動制限の指示に備えて、限定された職員で維持すべき業務内容と担当者割り振りを含めた縮小業務計画を策定しておく。

● **<レベル 3>**

判断基準：「本学もしくは近隣でクラスターの発生が認められた場合、あるいは「指示」レベルの行動制限要請があった場合

- (1) 学生は登校禁止、教職員は原則として大学へ出勤せず、自宅等で勤務。
- (2) 学生・教員が来学しないと実施できない授業・研究等は延期もしくは中止し、オンラインによる授業と自宅等間を結んだオンラインによる研究指導・研究打ち合わせのみとする。
- (3) 研究室のシャットダウン計画に基づき、研究室における研究活動を停止する。
- (4) 研究機器や実験動物等の維持・管理のための来学については、これに対応する教職員（学生は認めない）のみ、最低限の頻度で認める。
- (5) 研究室においては、さらに強い行動制限の指示に備えて、研究室閉鎖計画を具体的に策定するとともに、その実施準備に入る。
- (6) 事務局等においては、縮小業務計画に基づいて限定された職員での業務を維持するとともに、さらに強い行動制限の指示に備えて、法人として最低限残すべき業務の実施計画を策定する。
- (7) 大学執行部は、来学頻度を最低限に抑制した上で、行動制限指示が解除されたときの学事暦再構築等、業務再開計画を準備するための大学運営を行う。

● **<レベル 4>**

判断基準：「本学もしくは近郊（一都四県）で大規模なクラスターの発生が認められた場合、あるいは「命令」レベルの行動制限要請があった場合

- (1) 大学を閉鎖し、大学敷地内への立ち入りを禁止する。授業等に係る学事暦は即時に凍結、学生は公欠、教職員は出勤停止とする。
- (2) 研究室においては、研究室閉鎖計画に基づき、研究機器の停止等を含め研究室を閉鎖する。
- (3) 事務局等においては、在宅勤務を中心に、法人として最低限行うべき業務を遂行する。
- (4) 大学執行部は、オンラインで討議ができる環境の下、来学せずに行動制限指示解除に向けた最低限の法人運営を維持する。